

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「顧客」をはじめ「取引先」「株主」「社員」「社会」という全てのステークホルダーから信頼を得られる企業となるため、企業価値の継続的な増大を目指して、企業倫理と法令遵守を徹底するとともに、監視機能を強化し、内部統制システムやリスク管理システムを充実させることで、更なる経営の効率性・健全性・透明性の高い経営を確保することを基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

＜補充原則1－2－4：議決権行使プラットフォームの採用・招集通知の英訳＞

当社は、現在海外投資家比率が低いため、議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用しておりません。株主構成の変化等状況に応じて検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

＜原則1－4：政策保有株式＞

当社は、コーポレートガバナンスの観点から、経済的合理性の無い安定株主対策を主な目的とした保有は原則行わない方針であります。ただし、取締役会において、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められた場合は、保有することができます。

取締役会は、保有する株式について定期的に報告を受け、保有の合理性、適正性を確保いたします。合理性、適正性が十分確保されない場合は、発行先企業と必要十分な対話をを行い、改善が認められない場合は、適宜・適切に売却いたします。

保有する株式に係る議決権については、提案された議案が株主価値の毀損につながるものでないことを前提とし、投資先企業の状況等を勘案したうえで賛否を判断し、適切に権利行使いたします。

＜原則1－7：関連当事者間の取引＞

関連当事者間の取引は、取締役会付議基準に基づき、取締役会における承認決議と報告を行うこととしております。また、適正な手続きを確保するため、関連当事者間取引の当事者は、承認決議に参加しないようにしております。

取引の有無、状況については、法令の定めに基づき有価証券報告書等において適切に開示いたします。

＜原則2－6：企業アセットオーナーとしての機能発揮＞

当社は、企業年金制度を導入しておりませんので、本原則には該当いたしません。

＜原則3－1：情報開示の充実＞

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「美を創造し、演出する」という理念の実現に向けて、スキンケア製品の研究開発や製造、販売するにとどまらず、お客様に寄り添い、共に美しさを育むため、直営サロンでのフェイシャルケア等のアフターサービスを提供し、お客様とコミュニケーションを深めることにより、競争力と収益力の向上を図ってまいります。

経営計画につきましては、決算説明資料等にてホームページで開示しております。

<https://www.cbon.co.jp/company/ir/library.aspx>

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえたコーポレートガバナンスに関する考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書の「I 1. 基本的な考え方」に記載しております。また、現状のコーポレートガバナンス体制を選択している理由につきましては、本報告書の「II 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由」に記載しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きにつきましては、本報告書の「II 1. 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

当社は、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために必要な豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を取締役・監査役候補者、経営陣幹部とする方針であります。

取締役候補者の指名、経営陣幹部の選任に当たっては、公正性を確保するため、取締役会の決議によって選任された取締役(委員総数の過半数は社外取締役)で構成される指名報酬委員会における審議及び答申を経たうえで、取締役会で決定しております。また、監査役(補欠監査役を含む。)の候補者は、監査役会の同意を経たうえで、取締役会で決定しております。

なお、取締役、監査役または経営陣幹部を解任すべき事情が生じた場合には、適時に指名報酬委員会で審議を行い、取締役会で当該審議結果を勘案し、取締役、監査役に関してはその解任案を、経営陣幹部に関してはその解任をそれぞれ決定することとしております。

(5)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

株主総会招集通知にて、取締役候補者・監査役候補者の概要や選任理由を記載しております。

＜補充原則4－1－1：取締役会から経営陣への委任の範囲の概要＞

当社では、会社法の許容する範囲内のすべての業務執行権限を執行役員、及び執行役員をメンバーとする経営会議に委ねることにより、迅速かつ果断な意思決定により経営戦略等の執行を推進しています。

その一方で、当社の取締役会は経営の監督に特化し、取締役会に報告すべき事項を明確にすることにより適切な監督を行うことで、監督と執行の分離を図っております。

＜原則4-9：独立社外取締役の独立性判断基準及び資質＞

独立社外取締役の独立性判断基準及び資質につきましては、本報告書の「II.1.【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載しております。

＜補充原則4-11-1：取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス多様性及び規模に関する考え方＞

当社の取締役及び監査役の選任手続きにつきましては、＜原則3-1(4)＞に記載のとおりです。

コーポレートガバナンス機能の充実と事業の特性に応じた業務執行力の発揮を図るため、女性取締役及び監査役の登用等取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保することとしております。

また、取締役会の機能を効果的に発揮できる適切な規模の維持に努めており、議論のプロセスや審議の結果のいずれの点におきましても、経営の健全性や透明性、業務執行の有効性や効率性を維持できるものと考えております。

＜補充原則4-11-2：取締役及び監査役の兼任状況＞

当社の取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合、当社の取締役または監査役としての役割・責務を遂行するために必要な時間と労力を確保できる適切な兼任数を超えないものとしており、兼任する場合には、取締役会の決議事項としております。

重要な兼任の状況は、株主総会招集通知に記載しております。

＜補充原則4-11-3：取締役会の実効性に関する分析・評価の概要＞

当社は、独立性の高い社外取締役や社外監査役の選任により経営の透明性の向上及び監視機能の強化を図り、執行役員制度の導入により意思決定の迅速化を行っております。

取締役会は、適切な業務執行の決定及び監督機能の点から取締役会の実効性を分析・評価するため、年1回、取締役及び監査役に対してアンケートを実施しております。アンケート結果の分析により、取締役会が実効的に運営されていることを客観的に確認するとともに、抽出された課題について必要に応じて改善を図ります。

実効性の分析・評価にあたり、以下の項目を主な評価項目としております。

- (1)取締役(会)の構成
- (2)取締役(会)の運営
- (3)取締役会の審議
- (4)取締役(会)の役割と責務
- (5)ステークホルダーとの関係

2020年3月期のアンケート評価の結果、各取締役及び各監査役はそれぞれの知識や経験を活かし、取締役会において効果的な発言を行い、活発な議論がなされると評価するとともに、取締役会の半数を占める社外取締役及び社外監査役が連携してコーポレートガバナンス体制の強化に貢献していることを確認しました。

また、取締役会の運営における資料の質及び様式の統一や事前送付時期、付議事項の事前説明の十分性等についても、一部の重要な議案についてはより十分な事前準備等の改善を必要とするものの、概ね問題なく対応できていると評価いたしました。

その一方で、①「中期経営計画の推進」、②「取締役の指名・報酬における適切な方針やプロセスの策定と運用」及び「後継者育成」、③「ステークホルダーとの対話の機会の検討」について、当社における課題であると認識し、下記の対応を進めております。

①「中期経営計画の推進」につきましては、2020年1月に組織体制の見直しを行い、「事業本部」「商品開発本部」「企画本部」の3本柱とし、各本部長を据えて権限と役割を明確にいたしました。各本部長統括の下、経営課題におけるアクションシートを作成し業務を遂行していくとともに、本部間で連携・監督を実施しており、中期経営計画においても3本部にて推進してまいります。

②「取締役の指名・報酬における適切な方針やプロセスの策定と運用」及び「後継者育成」につきましては、2020年1月に取締役会の諮問委員会として「指名報酬委員会」を設置いたしました。こちらは独立選任組織として、役員の指名、報酬及び報酬制度等について審議を行う場であり、後継者育成についても同様に継続的な審議を行ってまいります。

③「ステークホルダーとの対話の機会の検討」につきましては、ステークホルダーの皆様を意識した業務遂行の実行を行ってまいります。

以上、評価結果に基づき、引き続き、取締役会の実効性の向上と確保に努めてまいります。

＜補充原則4-14-2：取締役・監査役に対するトレーニングの方針＞

当社では、取締役・監査役に対して、それぞれの役割や責務を果たす上で必要になるトレーニングの機会の提供・斡旋を行っております。

社内役員に対しては、経営者としての資質、コーポレートガバナンス等に関する知識、コンプライアンス及び経営に関する研修等を提供・斡旋しております。

社外役員に対しては、当社の経営戦略や事業内容、経営課題等の理解を深めるため、就任時にこれらの説明を行うとともに、その後も適宜、事業所見学、担当役員からの説明等を行っています。

＜原則5-1：株主との建設的な対話を促進するための体制整備取組みに関する方針＞

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、株主の皆様との建設的な対話を促進し、当社の経営方針や経営状況を分かりやすく説明し、株主の皆様の理解が得られるよう努めています。

(1)情報開示担当役員を株主の皆様との対話を統括する経営陣として指定しております。

(2)株主の皆様との対話促進のため、社内の関連部門は開示資料の作成や重要な情報の共有など積極的に連携を取りながら、別途公表している「ディスクロージャーポリシー」により、適時・適切に情報開示を行っております。

(3)当社は中間・期末の決算説明会の他、株主通信の発行、当社ホームページやプレスリリース等の活用により、情報開示の充実に努めています。

(4)株主アンケート等により、株主の皆様との対話において把握した意見は、経営陣にフィードバックし情報を共有しております。

(5)決算発表前の期間はサイレント期間とし、投資家の皆様との対話を制限しております。社内では、インサイダー情報が発生する際には、「インサイダー取引管理規程」により、情報管理の徹底をはかっております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
犬塚 雅大	733,560	17.13
シーボン従業員持株会	161,910	3.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	142,900	3.33
株式会社三菱UFJ銀行	120,000	2.80
犬塚 公子	95,570	2.23
安田 亜希	95,570	2.23
望月 曜一	81,600	1.90
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	75,100	1.75
金子 靖代	74,000	1.72
藤井 達夫	70,910	1.65

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

- (1)「大株主の状況」につきましては、2020年3月31日の状況を記載しております。
(2)アセットマネジメントOne株式会社から、2019年2月7日付で公衆の縦欄に供されている大量保有に関する変更報告書において、2019年1月31日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として2020年9月30日現在における実質所有株主数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
・アセットマネジメントOne株式会社 62,300株(保有割合1.46%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小林 明彦	他の会社の出身者											
門脇 英晴	他の会社の出身者											
崔 真淑	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 明彦	○	<重要な兼職の状況> 株式会社スポーツフィールド 社外取締役 株式会社三ツ星 社外取締役	長年に亘る国内外で経営経験と、コーポレートガバナンスに関する高い見識と豊富な企業経営の経験を鑑み、社外取締役の監督機能及び役割を遂行できるものと考えております。 <独立役員指定理由> 同氏は、当社株式を保有しておりますが僅少であり、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はなく、また同氏は、株式会社スポーツフィールド及び株式会社三ツ星の社外取締役を兼務しておりますが、同社と当社との間に特別な利害関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、独立役員として指定しております。
門脇 英晴	○		

		<p><重要な兼職の状況></p> <p>綜合警備保障株式会社 社外取締役 株式会社オークファン 社外取締役</p>	<p>豊富な企業経営の経験を鑑み、社外取締役の監督機能及び役割を遂行できるものと考えております。</p> <p><独立役員指定理由></p> <p>当社とは、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はなく、また同氏は、(株)日本総合研究所の特別顧問・シニアフェロー、綜合警備保障㈱及び(株)オークファンの社外取締役を兼務しておりますが、同社と当社との間に特別な利害関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、独立役員として指定しております。</p>
崔 真淑	○	<p><重要な兼職の状況></p> <p>株式会社グッド・ニュースアンドカンパニーズ 代表取締役</p>	<p>コーポレートガバナンス及びコーポレートファイナンスに関する専門的知識を有するとともに、政府機関や公的機関での多岐にわたる豊富な経験を有し、また、メディア活動を通して培われた知名度、情報拡散力及び人的ネットワークを鑑み、社外取締役の監督機能及び役割を遂行できるものと考えております。</p> <p><独立役員指定理由></p> <p>当社とは、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はなく、また同氏は、(株)グッド・ニュースアンドカンパニーズの代表取締役を兼務しておりますが、同社と当社との間に特別な利害関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、独立役員として指定しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	3	0	0 社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	3	0	0 社外取締役

補足説明

取締役会の独立性を確保し、経営陣の指名・報酬及び報酬制度等の透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を促すため、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、委員総数の過半数を社外取締役とする指名報酬委員会を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査報告会において会計監査の実施状況の報告を受け、また監査上の留意事項等について情報交換を行っております。また、監査役と内部監査課は、定期的に連絡会を実施し、内部監査の実施状況等を監査役に報告し意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
辻 さちえ	公認会計士												
伊藤 三奈	弁護士												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
辻 さちえ	○	＜重要な兼職の状況＞ 株式会社エスプラス 代表取締役 合同会社ビズサブリグループ 代表社員	公認会計士としての専門的知識・経験を有し、内部統制、内部監査、コンプライアンスに長年取り組まれた経験を当社監査体制の強化に活かし、社外監査役としての監督機能及び役割を遂行できるものと考えております。 ＜独立役員指定理由＞ 当社とは、人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係はなく、また同氏は、株式会社エスプラスの代表取締役、辻さちえ公認会計士事務所の所長、合同会社ビズサブリグループの代表社員、一般社団法人日本公認不正検査士協会の理事を兼務しておりますが、これら企業と当社の間に特別な利害関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、独立役員として指定しております。
伊藤 三奈	○	＜重要な兼職の状況＞ ベーカー＆マッケンジー法律事務所 特別顧問	企業買収・再編、訴訟・紛争解決・企業法務全般など、国際弁護士としての豊富な経験と、リスク対応・危機管理体制の構築及びこれらに関わるマネジメント経験を活かし、社外監査役としての監督機能及び役割を遂行できるものと考えております。 ＜独立役員指定理由＞ 当社とは、人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係はなく、また同氏は、ベーカー＆マッケンジー法律事務所の特別顧問を兼務しておりますが、同事務所と当社の間に特別な利害関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針については、東京証券取引所が規定する独立役員の要件に加え、以下の基準に基づき独立性を判断します。

なお、当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

(1)大株主との関係

当社の議決権所有割合10%以上の大株主(法人の場合は取締役、監査役、執行役員、従業員)ではない。

(2)主要な取引先等との関係

当社の主要な取引先(売上高の2%以上を占める)、主要な借入先の取締役、監査役、執行役員、従業員ではない。

(3)弁護士・公認会計士・コンサルタント等との関係

当社から役員報酬以外に年間1000万円以上の金銭その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等ではない。

(4)会計監査人との関係

当社の会計監査人の代表社員、社員ではない。

(5)近親者との関係

当社の取締役、監査役、執行役員の配偶者または2親等内の親族ではない。また、上記に掲げる者の配偶者または2親等内の親族ではない。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

2010年6月28日開催の第45期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対する報酬として年額80,000千円、当社普通株式50,000株以内の範囲にて、ストック・オプションとして新株予約権を発行可能とする決議を行いました。

業績連動報酬制度につきましては、本報告書の「II 1.【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上や企業価値増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的に、取締役及び従業員に対してストック・オプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2020年3月期における、社内役員6名に支払った報酬等の総額は、100,529千円、社外役員7名に支払った報酬等の総額は、26,175千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額につきましては、1999年6月29日開催の第34期定時株主総会において、取締役報酬総額は年間400,000千円以内(使用者兼務取締役の使用者分の給与は含まず)、監査役報酬総額は年間100,000千円以内と定められております。

当社の役員報酬は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に対するモチベーションを高めるために、「固定報酬」と「業績連動報酬」で構成しております。また、自社株式の保有を通じて株主と利害関係を共有するために、当該報酬額とは別枠で年額80,000千円、当社普通株式50,000株以内の範囲にてストック・オプションとして新株予約権を発行することができるとともに、固定報酬のうち一定額を役員持株会への拠出により当社株式の取得に充てます。取得した当社株式は、在任期間中継続して保有いたします。

(固定報酬)

役位ごとに設定した報酬レンジの範囲内で、「指名報酬委員会」にて、前事業年度の業績や担当部門の範囲や規模、各自のミッションに応じた目標の遂行状況や成果を評価のうえ、取締役会及び監査役会にて決定いたします。

(業績連動報酬)

2019年6月14日開催の取締役会において、以下の算定方法に基づき、役員報酬の一部を業績連動報酬にすることを決議しております。なお、業績連動報酬の対象は、業務執行役員のみとしております。

なお、当社は経営指標として、特に売上高、経常利益の増額と経常利益率の改善を目指しており、業績連動報酬の指標として、売上高及び売上高経常利益率を選択しております。

a.支給総額の算定方法

支給総額の上限額は54百万円とし、売上高と経常利益に応じた算定方法に基づき支給総額を決定のうえ、役位ごとの係数により配分とする。なお、売上高経常利益率は、業績連動報酬を算入する前のものとする。

- ・売上高が12,500百万円以上13,000百万円未満の場合 12,500百万円×2.0%×売上高経常利益率
- ・売上高が13,000百万円以上13,500百万円未満の場合 13,000百万円×2.0%×売上高経常利益率
- ・売上高が13,500百万円以上14,000百万円未満の場合 13,500百万円×2.0%×売上高経常利益率
- ・売上高が14,000百万円以上14,500百万円未満の場合 14,000百万円×3.0%×売上高経常利益率
- ・売上高が14,500百万円以上15,000百万円未満の場合 14,500百万円×3.0%×売上高経常利益率
- ・売上高が15,000百万円以上の場合 15,000百万円×3.0%×売上高経常利益率

(注)1. 売上高が12,500百万円未満及び売上高経常利益率が4.0%を下回る場合は支給しない。

2. 売上高経常利益率は、4.0%から12.0%を2.0%単位で区切った6段階とし、実際の売上高経常利益率が満たした率を適用する。

b.配分方法(役位／係数)

会長／2.0

社長／2.0

副社長／1.8

専務／1.6

常務／1.4

取締役／1.0

※役職を兼務する場合は、上位の役位係数を使用し配分するものとする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会の事務局である総務課より取締役会等の開催日程、議案及びその内容等につき、事前に十分な説明を行っております。

社外監査役については、要請に応じて内部監査課や総務課が補助する体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)経営・執行体制の状況

①取締役会

経営の基本方針やその他経営に関する重要な事項を決定するため、月1回の定例取締役会を開催しており、また、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。経営の意思決定や月次予算統制その他重要事項の報告により業務執行を行う機関であると同時に、各取締役及び各執行役員の業務執行状況を監督する機関と位置付けております。なお、経営環境の変化等により迅速に対応することを目的として、取締役の任期を1年としております。

<構成員>取締役7名(うち社外取締役3名)、監査役3名(うち社外監査役2名)

代表取締役会長兼社長 執行役員 犬塚雅大、代表取締役副社長 執行役員 三上直子、専務取締役 執行役員 崎山一弘、

(議長)取締役 執行役員 小原稔、社外取締役 小林明彦、社外取締役 門脇英晴、社外取締役 崔真淑、

常勤監査役 中沢ひろみ、社外監査役 辻さちえ、社外監査役 伊藤三奈

②経営会議

経営方針及び経営戦略等に関する審議を行うために、月1回の経営会議を開催しております。取締役会で審議・決議される事項のうち、特に重要なものについては、事前に経営会議においても議論を行い、審議の充実を図っております。

<構成員>執行役員7名(うち取締役を兼務する者4名)

代表取締役会長兼社長 執行役員 犬塚雅大、(議長)代表取締役副社長 執行役員 三上直子、専務取締役 執行役員 崎山一弘、

取締役 執行役員 小原稔、執行役員 菅原桂子、執行役員 堀住輝男、執行役員 瀧礼江

③ガバナンス委員会

取締役会の諮問機関として、代表取締役、社外取締役及び取締役会で選任された委員で構成され、ガバナンス体制について審議を行うことで、より経営の透明性・公平性を確保し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目的として運用しています。

<構成員>代表取締役2名、社内取締役1名、社外取締役3名

代表取締役会長兼社長 執行役員 犬塚雅大、代表取締役副社長 執行役員 三上直子、専務取締役 執行役員 崎山一弘、

(委員長)社外取締役 小林明彦、社外取締役 門脇英晴、社外取締役 崔真淑

④指名報酬委員会

取締役会の諮問機関として、取締役会の決議によって選任された取締役(委員総数の過半数は社外取締役)で構成され、独立選任組織として、当社役員の指名、報酬及び報酬制度等について審議を行うことで、公正かつ迅速・果断な意思決定を促しています。

<構成員>代表取締役2名、社外取締役3名

代表取締役会長兼社長 執行役員 犬塚雅大、代表取締役副社長 執行役員 三上直子、(委員長)社外取締役 小林明彦、社外取締役 門脇英晴、社外取締役 崔真淑

(2)監査の状況

①監査役会

監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行うため、月1回の監査役会を開催しております。また監査役は、取締役会その他重要な会議への出席等を通じて、取締役の業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しており、更なるコーポレート・ガバナンス強化のため、監査機能がより有効・適切に機能するよう努めております。なお、法令に定める監査役の員数(3名)を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を1名選任しております。

構成員:監査役3名(うち社外監査役2名)

(議長)常勤監査役 中沢ひろみ、社外監査役 辻さちえ、社外監査役 伊藤三奈

②内部監査の状況

当社の内部監査は、業務プロセスの適正性及び経営の妥当性、効率性を監査する目的で、社長直轄組織として、内部監査課を設置しております。内部監査課は、専任者3名(提出日現在)により、年間内部監査計画に基づき、定期的に各部門の内部監査を実施しております。監査結果は、社長及び監査役に報告されているとともに、改善指導も十分に行われております。また、監査役と定期的に連絡会を実施し、内部監査の実施状況等を監査役に報告し意見交換を行っております。会計監査人とは、特に内部統制の状況等について意見交換を行い、計画的に内部監査を

実施しております。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 繼続監査期間

17年間

c. 業務を執行した公認会計士

林 敬子

田村 剛

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士1名、その他10名であり、補助者の構成は同監査法人の監査計画に基づき決定されております。

(3)当社独自の仕組み

①コンプライアンス委員会

コンプライアンス体制の強化を図るために2か月に1回の委員会を開催し、全社的なコンプライアンスの取り組みを横断的に統括・監視しております。

<構成員>取締役2名、社外取締役3名、(外部有識者)弁護士1名

代表取締役副社長 執行役員 三上直子、専務取締役 執行役員 崎山一弘、社外取締役 小林明彦、社外取締役 門脇英晴、(委員長)社外取締役 崔真淑、弁護士 高柴利仁

②リスクマネジメント委員会

全社のリスクマネジメントを統括するために、2か月に1回の委員会を開催し、全社横断的に経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに的確に対処しております。

構成員:取締役2名、社外取締役3名、(外部有識者)弁護士1名

代表取締役副社長 執行役員 三上直子、専務取締役 執行役員 崎山一弘、社外取締役 小林明彦、社外取締役 門脇英晴、(委員長)社外取締役 崔真淑、弁護士 高柴利仁

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社であり、取締役で構成される取締役会及び執行役員で構成される経営会議のほか、取締役会の諮問機関として任意のガバナンス委員会や指名報酬委員会を設置し、各機関を運用することで絶えずガバナンス体制の向上を図っております。

現状においては、監査役会設置会社としての現体制を基礎として、ガバナンス体制の向上を図ることが適當と判断しておりますが、今後の引き続き、ガバナンス体制の向上を経営課題として、最適な体制づくりを検討してまいります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の3週間前までに発送することを基本方針としております。また、発送に先立ってTDnet及び当社コーポレートサイトに電子的に公表しております。
その他	株主総会では、映像資料を用いて事業報告等を株主へ分かりやすく説明するよう努めております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。 https://www.cbon.co.jp/company/ir/return/policy.aspx	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年次及び第2四半期ごとに決算説明会を開催し、社長あるいは管理本部担当役員から事業の概況や、業績の実績及び予想について報告、説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、株主通信、有価証券(四半期)報告書等を掲載しております。今後も当社ディスクロージャーポリシーに基づき、タイムリーかつ充実した情報開示に努めていく方針であります。 URLは次のとおりです。 https://www.cbon.co.jp/company/ir/index.aspx	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報開示担当役員が管轄し、経営企画部IR課を担当部署として取組んでおります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、業務遂行の指針である「シーボン行動規範」及び「倫理規程」を定めており、良識ある企業行動を心がけ、当社を取り巻く全てのステークホルダーの立場を尊重してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社のCSR活動の基本方針として「シーボンCSRスピリット<5つのバリュー>」を策定し、この方針に基づき環境保全活動等に注力しています。 生産センター、研究開発センターでは、ISO14001マネジメントシステムに基づき環境方針を定め、環境保全活動を推進するとともに、環境関連法規制などの遵守評価を実施し、法令遵守を徹底しております。研究開発センターでは、太陽光発電システムを設置しております。今後も環境に配慮した事業活動を行うため、PDCAサイクルによる定期的な監査・自主評価を行ってまいります。 また、学生の職業体験学習の受け入れや、地方自治体の女性活躍推進に向けた取り組みにも協力をしております。 これらのCSR活動の情報発信を目的として、コーポレートサイトの充実にも注力しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社法、金融商品取引法、各種法令及び株式会社東京証券取引所の定める諸規則に従って情報を開示するほか、投資判断に資する有用な情報と判断する内容についても、タイムリーかつ公平な情報開示に努め、企業情報を適切に管理するとともに、株主・投資家の皆様をはじめとした全てのステークホルダーからの正しい理解を得るために、その透明性の保持を図り、適時・適切かつ公平な情報開示をするという方針を織り込んだ「ディスクロージャーポリシー」を策定しています。
その他	当社は、取締役2名及び監査役3名、執行役員2名をはじめとして、社員の92.0%が女性です（管理職の女性比率は86.9%）。このため、結婚や出産、育児、介護といったライフイベントを経ても能力ある女性が活躍できるように、育児休業期間の延長や介護休業要件の緩和など法定基準を上回る制度を整え、また通常の正社員と比べ労働時間が短いショートタイム正社員制度を導入するなど働き方の多様化に努めております。

また、様々なライフイベントによって一度退職してしまった社員でも、それまでに培った知識・経験を活かし、『即戦力』として再び活躍してもらえるよう再入社制度の整備を推進するなど、社員の能力を十分に発揮し活躍できる環境を整えております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)「企業行動憲章」の主旨に沿って、全役職員が企業倫理を重んじ社会的責任を果たすために、「倫理規程」「コンプライアンス規程」「シーボン行動規範」を制定し、これらを周知徹底させることにより法令・定款・社会規範を遵守しております。
 - (2)取締役会の諮問機関として、「ガバナンス委員会」と「指名報酬委員会」を設置しています。「ガバナンス委員会」は、代表取締役、社外取締役及び取締役会で選任された委員で構成され、コーポレートガバナンス体制について審議を行うことで、より一層の経営の透明性と公正性の確保と、持続的な成長及び中長期的な企業価値を図ることを目的に運用しています。また「指名報酬委員会」は、取締役会の決議によって選任された取締役(委員総数の過半数は社外取締役)で構成され、独立選任組織として、当社における指名、報酬及び報酬制度等について審議を行うことで、公正かつ迅速な意思決定を促しています。
 - (3)代表取締役社長の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンスの取組みを横断的に統括・監視しております。
 - (4)役職員に対し、コンプライアンスに関する研修を実施し、コンプライアンスの重要性とコンプライアンスを尊重する意識の醸成等につき繰り返し啓蒙しております。
 - (5)内部監査課を設置し、会社の業務が法令・定款・社内規程等に準拠し適正かつ合理的に行われているかを監査し、監査結果を取締役・監査役に報告しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役の職務の執行に係る情報(取締役会及び経営会議等の会議の議事録並びに参考資料等の重要な情報)については、「文書管理規程」「文書保存年限表」等社内規程の定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しております。
- (2)取締役又は監査役が求めた時は、担当部署はいつでも当該情報を閲覧又は謄写に供しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)損失の危険(リスク)については、「リスク管理規程」及び「危機に関するフローとガイドライン」を制定し、平時にはリスクの発生を未然に防止する諸施策を講じるとともに、万一危機事態が発生した場合の対応についても予め「危機レベルに応じた対応策」等を定め、統合的にリスクマネジメントを行っております。
- (2)代表取締役社長の諮問機関として「リスクマネジメント委員会」を設置し、全社のリスクマネジメントを統括し、全社横断的に経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに的確に対処しております。
- (3)内部監査課を設置し、リスクマネジメントを検証するために、本社・工場・店舗を定期的に監査し、当社業務が適正かつ合理的に行われているかを評価し、監査結果を取締役・監査役に報告しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

- (1)取締役会は、経営の最高意思決定機関として、法令及び定款に定める事項並びにその他重要な事項を決議し、また取締役及び執行役員の業務執行状況を監督しております。
- (2)取締役会の決定に基づく社内規程(組織規程・業務分掌規程・職務権限規程・稟議規程等)において、取締役の基本職務や役割、責任、権限、決裁基準等を明確に定め、効率的な業務体制を整備しております。
- (3)取締役会を毎月定例開催する他、必要に応じて適宜臨時開催し、迅速かつ適切な意思決定を図り、経営計画の策定や重要な職務執行課題については、事前に執行役員で構成する「経営会議」において十分な審議を経て、取締役会に付議し決定しております。
- (4)取締役の職務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議する委員会を設置しております。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項

- (1)現在監査役の職務を補助する使用者は置いていませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議し設置します。
- (2)監査役が指定する補助すべき期間中は、当該使用者への指揮権は監査役に委譲されたものとし人事異動及び人事評価は、監査役会の同意を得なければならないものとしております。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1)監査役・監査役会が必要に応じて取締役等に問題提起をするために、監査役は、取締役会、経営会議やその他の重要会議に出席しております。
- (2)監査役には稟議書その他重要書類が回付され、要請があれば直ちに関係書類・資料等を提出しております。
- (3)取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事態や不正、法令・定款等の重大な違反のおそれがあるときは、これを直ちに監査役会に報告することとしております。
- (4)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとしております。

7. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社で定める「倫理規程」「コンプライアンス規程」「シーボン行動規範」を当社グループにも周知徹底させ、法令・定款・社会規範を遵守するための体制の整備に関する指導および支援を行います。
- (2)当社は、当社グループにおける経営の健全性および効率性の向上をはかるため、子会社の取締役または監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社の主管部署は子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行います。
- (3)当社グループ間における取引条件については、取引の実施及び取引条件の決定等に関する内部手続きを定め、これらの取引の客觀性及び合理性を確保しております。
- (4)当社グループは、「関係会社管理ガイドライン」に基づき、子会社の重要な業務執行に事項について、当社取締役会にて承認または報告を受けることとします。
- (5)子会社に対する監査は、当社の「内部監査規程」に基づき定期に実施しています。監査は当社の内部監査課が行い、その業務全般に関する適正性を確保します。
- (6)監査役は、子会社の監査を行うとともに、当社グループにおける業務の適正の確保のため、監査に関して子会社の監査役と意見交換等を行い、連携を図ります。

8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務を執行する上で必要な費用は、会社は請求に応じて速やかに支払いをしております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

(1)監査役からヒアリングの要請があった場合、取締役及び使用人はこれに応じております。

(2)監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査部門との定期的な意見交換により、監査の実効性を確保しております。

10. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

(1)金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動の強化に努めております。

(2)「財務報告に係る内部統制規程」等に基づき、適正かつ有効な評価ができるよう、財務報告に係る内部統制システムを整備し、かつ適正に運用しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1.「倫理規程」「シーボン行動規範」において、良識ある企業活動を心がけ、社会の規範を尊重する企業倫理を確立し、反社会的勢力との一切の関係遮断を基本方針としております。

2.市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織的に毅然とした姿勢を持って対峙し、その不当な要求については関係機関とも連携し、事由の如何を問わずこれに応じない体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1.会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、「金融商品取引法」及び株式会社東京証券取引所の定める諸規則に基づき、適時かつ適切な開示を行っていく方針であります。また、法令、規則に定めがなくとも、株主、投資家の投資判断に多大な影響を与えると判断した情報に関しては、積極的かつ公平に開示を行っていきます。

2.会社情報の適時開示に係る社内体制

当社は、企画本部担当役員が当社における情報開示責任者、ならびに株式会社東京証券取引所に対する情報開示担当役員を担当しております。

【発生事実】

発生事実につきましては、当該部署責任者がその情報を情報管理担当部署(管理部)に報告します。情報管理担当部署は、当該情報が重要事実であるかを判断し、情報開示責任者及び情報開示担当部署(経営企画部)に報告致します。情報開示責任者は、開示すべき情報であると判断した場合は速やかに代表取締役に報告し、代表取締役が開示の決定を行い、取締役会にて承認決議を行います。その承認決議を受け、情報開示責任者は、情報開示担当部署に指示をして速やかに所定の開示手続を行い、当該情報を開示致します。代表取締役は、早期開示の必要性があると判断した場合には、取締役会決議前に情報開示を行い、情報開示後に取締役会へ事後報告する場合もあります。

【決定事実】

決定事実につきましては、取締役会で決定され次第、情報開示責任者は情報開示担当部署に指示をして速やかに所定の開示手続を行い、当該情報を開示致します。

【決算情報】

決算情報につきましては、情報開示担当部署が関連情報の収集にあたり、情報開示責任者に報告します。情報開示責任者は適時開示の要否の判定や開示内容のとりまとめ等を行い、取締役会にて承認決議を行います。その承認決議を受け、情報開示責任者は情報開示担当部署に指示をして速やかに所定の開示手続を行い、当該情報を開示致します。

